

平成35年
国民体育大会・
全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会

第1回総会



平成27年12月24日（木）
グランデはがくれ フラワーホール

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会
第1回総会 式次第

日 時：平成27年12月24日（木）14:00～

場 所：グランデはがくれ フラワーホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- ① 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会について

(2) 審議事項

① 第1号議案

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
役員（案）について

② 第2号議案

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）について

(3) その他

4 閉 会

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 第1回総会 資料目次

【報告事項】

- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会について 4
 - ・ 両大会の概要 4
 - ・ 経緯 5
 - ・ 両大会開催までの長期スケジュール（予定） 6
 - ・ 両大会の基本構想 別冊

【審議事項】

（第1号議案）

- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
役員（案）について 7

（第2号議案）

- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）について 8

《参考資料》

- ・ 佐賀県準備委員会会則 10
- ・ 佐賀県準備委員会委員名簿 13
- ・ 佐賀県準備委員会組織図 18
- ・ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催（予定）地 19
- ・ 国民体育大会開催基準要項 20
- ・ 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 33

《略語一覧》	
○ 国民体育大会	…… 国体
○ 全国障害者スポーツ大会	…… 全障スポ
○ 文部科学省	…… 文科省
○（公財）日本体育協会	…… 日体協
○（公財）日本障がい者スポーツ協会	…… 日障スポ協
○（公財）佐賀県体育協会	…… 県体協
○（一社）佐賀県障がい者スポーツ協会	…… 県障スポ協

両大会の概要

《国民体育大会》

目 的	広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするもの。
主 催 者	日体協、文科省、開催都道府県、会場地市町村、日体協加盟競技団体
時期・期間	9月中旬～10月中旬 / 11日間以内
競 技 数	<p>○正式競技〔37競技 冬3競技〕 (H27 和歌山国体本大会開催競技： 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ)</p> <p>○特別競技(高校野球)</p> <p>○公開競技〔2～5競技〕 (H27 和歌山国体本大会開催競技： 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ)</p> <p>○デモンストレーションスポーツ</p> <p>※ 平成35年実施競技は、平成28年度に決定予定</p>
参加者数	22,000人程度(選手・監督)

《全国障害者スポーツ大会》

目 的	障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。
主 催 者	日障スポ協、文科省、開催都道府県・指定都市、開催地市町村、関係団体
時期・期間	原則として国体の直後 / 3日間
競 技 数	<p>○正式競技〔13競技(個人6、団体7)〕 (H27 和歌山大会開催競技： 個人：陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング 団体：車椅子バスケットボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、サッカー)</p> <p>○オープン競技〔1～4競技〕 (H27 和歌山大会開催競技：車いすテニス、卓球バレー)</p> <p>※ 平成35年実施競技は、平成33年度に決定予定</p>
参加者数	5,500人程度(選手・監督・役員)

経 緯

《平成 25 年度》

- 8/ 2 県体協が「平成 35 年国体招致要望書」を、県障スポ協が「平成 35 年全障スポ招致要望書」を、知事、県教育委員会、県議会議長にそれぞれ提出
- 11/25 11 月県議会で、知事が「平成 35 年国体と全障スポの佐賀県招致」を表明
- 12/17 県議会在が「平成 35 年国体と全障スポの佐賀県招致」を決議
- 12/20 県教育委員会が「平成 35 年国体と全障スポの佐賀県招致」を議決

《平成 26 年度》

- 4/ 1 文科大臣、日体協会長、日障スポ協会長に、「平成 35 年国体と全障スポの開催提案書」を提出
- 6/ 4 日体協理事会において、平成 35 年佐賀県での国体開催内々定
- 10/ 9 両大会の佐賀県準備委員会設立会・第 1 回準備委員会開催

《設立会での決定事項》

- ・ 佐賀県準備委員会会則
- ・ 佐賀県準備委員会役員

《第 1 回準備委員会での決定事項》

- ・ 平成 26 年度事業計画
- ・ 平成 26 年度収支予算
- ・ 基本構想作成委員会の設置

《平成 27 年度》

- 7/ 9 両大会の佐賀県準備委員会第 2 回準備委員会開催

《第 2 回準備委員会での決定事項》

- ・ 副会長の選任について
- ・ 平成 26 年度事業報告・収支決算
- ・ 平成 27 年度事業計画・収支予算

- 10/15 両大会の佐賀県準備委員会第 3 回準備委員会開催

《第 3 回準備委員会での決定事項》

- ・ 基本構想
- ・ 佐賀県準備委員会会則の改正

- 12/24 両大会の佐賀県準備委員会第 1 回総会・第 1 回常任委員会開催【本日】

両大会開催までの長期スケジュール（予定）

年度	大会運営			競技力向上
	予定	組織	作業	
H26	両大会開催提案書提出 国体開催内々定	県準備委 (第Ⅰ期)	基本構想 作成	競技会場地 事前調整
H27				
H28	国体実施競技決定	調整・選定	競技会場地	
H29	中央競技団体会場地視察			会場地準備
H30	国体開催申請書提出 国体開催内定	※ 競技力向上対策本部(仮称)		
H31				
H32	国体会場地総合視察 国体開催決定 全障スポ開催時期決定 全障スポ実施競技決定	佐賀県実行委員会 (各市町実行委員会)		
H33				
H34	両大会の リハーサル大会開催			
H35	両大会の開催			

※競技力向上対策本部（仮称）は、県準備委員会とは別組織。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会役員（案）について

(敬称略・順不同)

役職名	所属団体・役職名	氏名	
会 長	佐賀県知事	山口 祥義	
副会長	佐賀県議会議長	中倉 政義	
	佐賀県副知事	副島 良彦	
	佐賀県教育委員会教育長	古谷 宏	
	佐賀県市長会会長	秀島 敏行	
	佐賀県町村会会長	末安 伸之	
	(公財)佐賀県体育協会副会長	愛野 時興	
	(公財)佐賀県体育協会副会長	竹原 稔	
	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長	福田 喜一	
	佐賀県商工会議所連合会会長	井田 出海	
	常任委員	佐賀県議会副議長	石倉 秀郷
佐賀県議会文教厚生常任委員会委員長		坂口 祐樹	
佐賀県文化・スポーツ部部長		白井 誠	
佐賀県健康福祉本部本部長		船津 定見	
佐賀県警察本部本部長		今林 寛幸	
佐賀県市議会議長会会長		福井 章司	
佐賀県町村議会議長会会長		松尾 文則	
佐賀県県立高等学校長会会長		白水 敏光	
佐賀県私立中学高等学校長会会長		梶原 彰夫	
佐賀県小中学校校長会会長		飯盛 清彦	
佐賀県特別支援学校長会会長		武富 太裕	
(公財)佐賀県体育協会理事長		東島 敏隆	
佐賀県高等学校体育連盟会長		野中 通兼	
佐賀県中学校体育連盟会長		江島 良介	
佐賀県スポーツ推進委員協議会会長		中村 直人	
佐賀県商工会連合会会長		飯盛 康登	
(公社)日本青年会議所佐賀ブロック協議会会長		桑原 賢太郎	
佐賀県農業協同組合中央会会長		中野 吉實	
佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長		徳永 重昭	
佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長		川崎 和正	
(一社)佐賀県医師会会長		池田 秀夫	
(公社)佐賀県看護協会会長		三根 哲子	
(福)佐賀県社会福祉協議会会長		吉野 健二	
(一社)佐賀県身体障害者団体連合会副会長		小椎尾 嘉明	
佐賀県精神保健福祉連合会会長		山口 義人	
(一財)佐賀県手をつなぐ育成会会長		村岡 洋	
(一社)佐賀県観光連盟副会長		山口 雅久	
(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀地区委員会委員長		大八木 勢一	
佐賀県生活衛生同業組合連合会会長		小原 健史	
(一社)佐賀県バス・タクシー協会会長		金子 晴信	
佐賀県女性団体連絡協議会会長		山崎 和子	
佐賀県地域婦人連絡協議会会長		三苦 紀美子	
佐賀県連合青年団団長		堤 大史	
(公財)佐賀県消防協会会長		原田 守	
監 事		佐賀県会計管理者	西村 宏之
		佐賀県市長会事務局事務局長	松永 政文
		佐賀県町村会事務局事務局長	中野 哲太郎

平成 3 5 年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）について

平成 3 5 年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 1 2 条第 4 項第 1 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 両大会開催に関する方針及び計画の策定に関すること。
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること。
- 3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分の策定に関すること。
- 4 競技施設等の整備計画の策定に関すること。
- 5 両大会実施競技の選定に関すること。
- 6 競技の企画及び運営の計画策定に関すること。
- 7 競技役員等の養成・編成計画の策定に関すること。
- 8 広報及び県民運動の計画策定に関すること。
- 9 式典の企画及び運営の計画策定に関すること。
- 10 宿泊及び衛生の計画策定に関すること。
- 11 輸送及び交通の計画策定に関すること。
- 12 医療救護、警備及び消防の計画策定に関すること。
- 13 その他両大会開催準備の計画策定に関すること。

《 参 考 资 料 》

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、平成35年国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会にお

いて報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 大会の基本構想に関する事項
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
 - (6) 準備委員会の解散に関する事項
 - (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。
- 3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。
- 4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
 - (4) その他委員長が必要と認める事項
- 5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を

決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決

(会長の専決)

- 第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課内に置く。
- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
(事業計画及び予算)

- 第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(解散)

- 第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職名	選出区分	所属団体・役職名	氏名	
会 長	県知事	佐賀県知事	山口 祥義	
委 員	県議会関係 (6名)	佐賀県議会議長	中倉 政義	
		佐賀県議会副議長	石倉 秀郷	
		佐賀県議会総務常任委員会委員長	宮原 真一	
		佐賀県議会文教厚生常任委員会委員長	坂口 祐樹	
		佐賀県議会産業常任委員会委員長	向門 慶人	
		佐賀県議会県土整備常任委員会委員長	大場 芳博	
	県関係 (18名)	佐賀県副知事	池田 英雄	
		佐賀県副知事	副島 良彦	
		佐賀県統括本部本部長	西中 隆	
		佐賀県最高情報統括監	森本 登志男	
		佐賀県危機管理・報道監	大田 芳洋	
		佐賀県くらし環境本部本部長	伊藤 正	
		佐賀県文化・スポーツ部部長	白井 誠	
		佐賀県健康福祉本部本部長	船津 定見	
		佐賀県農林水産商工本部本部長	石橋 正彦	
		佐賀県国際・観光部部長	黒岩 春地	
		佐賀県生産振興部部長	古賀 俊光	
		佐賀県県土づくり本部本部長	和泉 恵之	
		佐賀県交通政策部部長	西村 平	
		佐賀県経営支援本部本部長	山口 康郎	
		佐賀県教育委員会教育長	古谷 宏	
		佐賀県警察本部本部長	今林 寛幸	
		佐賀県首都圏営業本部本部長	宮崎 珠樹	
		佐賀県関西・中京営業本部本部長	玉島 広司	
		市町議会関係 (20名)	佐賀市議会議長	福井 章司
			唐津市議会議長	田中 秀和
	鳥栖市議会議長		中村 直人	
	多久市議会議長		山本 茂雄	
	伊万里市議会議長		盛 泰子	
	武雄市議会議長		杉原 豊喜	
	鹿島市議会議長		松尾 勝利	
	小城市議会議長		中島 正之	
	嬉野市議会議長		田口 好秋	
	神埼市議会議長		永沼 彰	
吉野ヶ里町議会議長	伊東 健吾			
基山町議会議長	烏飼 勝美			
上峰町議会議長	碓 勝征			
みやき町議会議長	平野 達矢			
玄海町議会議長	上田 利治			
有田町議会議長	松尾 文則			
大町町議会議長	永尾 光次			
江北町議会議長	西原 好文			
白石町議会議長	白武 悟			
太良町議会議長	坂口 久信			

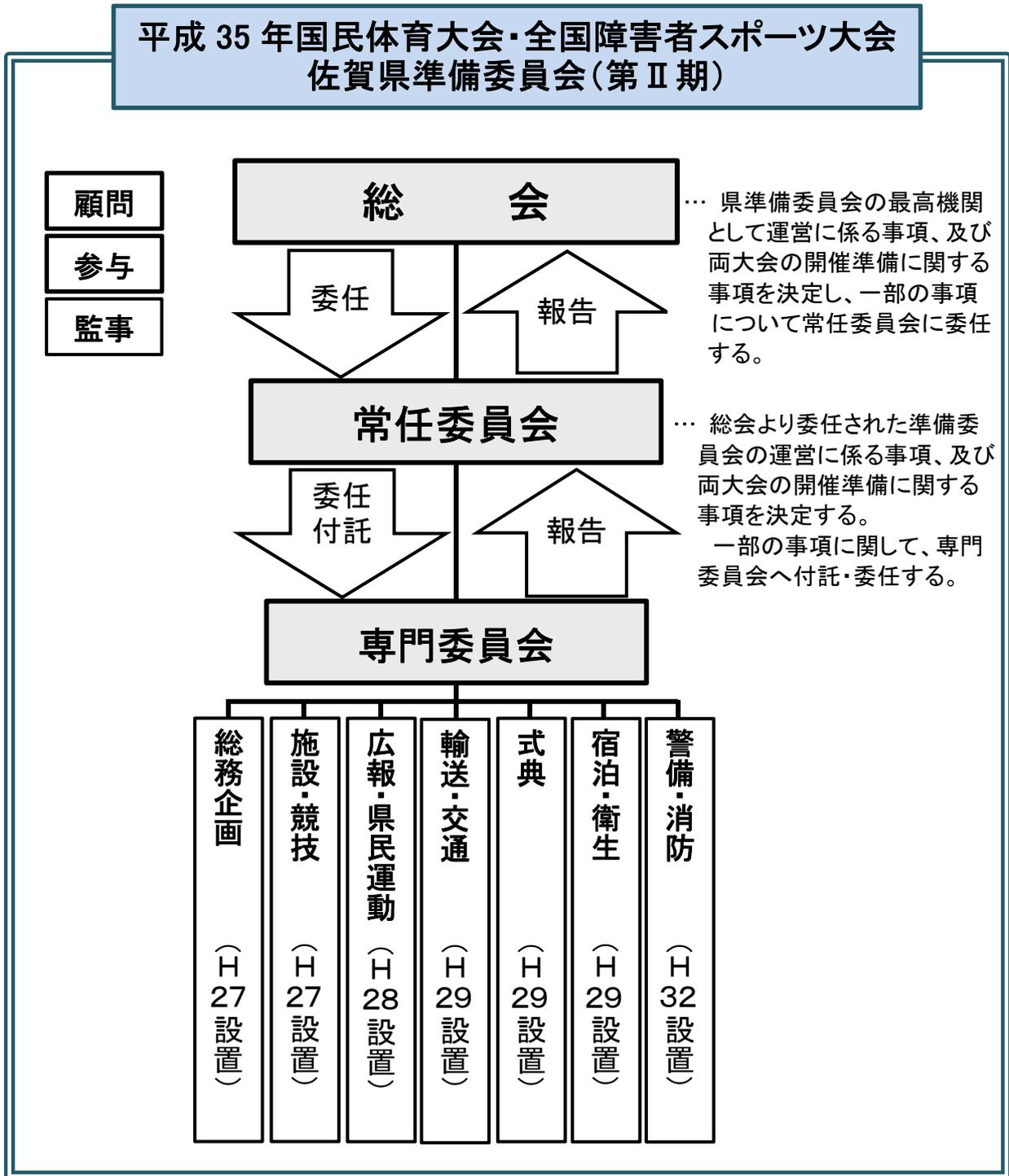
市町関係 (20名)	佐賀市市長	秀島 敏行
	唐津市市長	坂井 俊之
	鳥栖市市長	橋本 康志
	多久市市長	横尾 俊彦
	伊万里市市長	塚部 芳和
	武雄市市長	小松 政
	鹿島市市長	樋口 久俊
	小城市市長	江里口 秀次
	嬉野市市長	谷口 太一郎
	神埼市市長	松本 茂幸
	吉野ヶ里町町長	多良 正裕
	基山町町長	小森 純一
	上峰町町長	武廣 勇平
	みやき町町長	末安 伸之
	玄海町町長	岸本 英雄
	有田町町長	山口 隆敏
	大町町町長	水川 一哉
	江北町町長	田中 源一
	白石町町長	田島 健一
	太良町町長	岩島 正昭
国関係 (5名)	九州地方整備局武雄河川事務所所長	岡下 淳
	九州地方整備局佐賀国道事務所所長	柳田 誠二
	九州運輸局佐賀運輸支局支局長	富田 廣志
	唐津海上保安部部長	藤田 義行
	自衛隊佐賀地方協力本部本部長	佐藤 伸樹
学校関係 (12名)	佐賀県立高等学校長会会長	白水 敏光
	佐賀県私立中学高等学校長会会長	梶原 彰夫
	佐賀県小中学校校長会会長	飯盛 清彦
	佐賀県特別支援学校長会会長	武富 太裕
	佐賀県国公立幼稚園会会長	竹内 恵子
	(一社)佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	菅原 真爾
	佐賀大学学長	宮崎 耕治
	西九州大学学長	向井 常博
	西九州大学短期大学部学長	福元 裕二
	九州龍谷短期大学学長	後藤 明信
	佐賀女子短期大学学長	南里 悦史
	佐賀県専修学校各種学校連合会会長	江口 敏文
スポーツ関係 (58名)	(公財)佐賀県体育協会副会長	愛野 時興
	(公財)佐賀県体育協会副会長	竹原 稔
	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長	福田 喜一
	(公財)佐賀県体育協会理事長	東島 敏隆
	佐賀県高等学校体育連盟会長	野中 通兼
	佐賀県高等学校野球連盟会長	松田 一哉
	佐賀県中学校体育連盟会長	江島 良介
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人
	佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	矢ヶ部 守
	佐賀県障害者スポーツ指導者協議会会長	土井 志穂
	佐賀県スポーツ推進審議会会長	坂元 康成
	(一財)佐賀陸上競技協会会長	末次 康裕
	佐賀県水泳連盟会長	高木 辰巳

	(一社)佐賀県サッカー協会会長	中村 勇
	佐賀県テニス協会会長	緒方 うらら
	佐賀県ボート協会会長	竹尾 啓助
	佐賀県ホッケー協会会長	笠原 義久
	佐賀県ボクシング連盟会長	岩田 和親
	佐賀県バレーボール協会会長	中富 博隆
	佐賀県体操協会会長	藤島 敏雄
	佐賀県バスケットボール協会会長	太田 貞武
	佐賀県レスリング協会会長	大島 英二
	佐賀県ヨット連盟会長	進藤 龍一
	佐賀県ウエイトリフティング協会会長	中村 敏則
	佐賀県ハンドボール協会会長	末次 功
	佐賀県自転車競技連盟会長	関本 優
	佐賀県ソフトテニス連盟会長	石井 秀夫
	佐賀県卓球協会会長	川浪 佐賀男
	佐賀県軟式野球連盟会長	古賀 盛夫
	佐賀県相撲連盟会長	岸本 英雄
	佐賀県馬術連盟会長	曾我 和弘
	佐賀県フェンシング協会会長	吉田 欣也
	佐賀県柔道協会会長	中島 祥雄
	(一社)佐賀県ソフトボール連盟会長	田代 道明
	佐賀県バドミントン協会会長	中尾 昌由
	佐賀県弓道連盟会長	田原 則夫
	佐賀県ライフル射撃協会会長	八谷 克幸
	佐賀県剣道連盟会長	井上 正一郎
	佐賀県ラグビーフットボール協会会長	古賀 醸治
	佐賀県山岳連盟会長	多田 修
	佐賀県カヌー協会会長	稲富 康平
	佐賀県アーチェリー協会会長	杉町 誠二郎
	佐賀県空手道連盟会長	大木 兼光
	佐賀県なぎなた連盟会長	篠塚 周城
	佐賀県ボウリング連盟会長	山下 雄平
	佐賀県ゴルフ協会会長	指山 弘養
	佐賀県トライアスロン協会会長	久保 直人
	佐賀県銃剣道連盟会長	山口 八郎
	佐賀県クレール射撃協会会長	野中 敏朗
	佐賀県綱引連盟会長	吉田 欣也
	佐賀県武術太極拳連盟会長	古川 康
	佐賀県パワーリフティング協会会長	保利 耕輔
	佐賀県ゲートボール協会会長	古賀 俊弘
	佐賀県グラウンド・ゴルフ協会会長	中村 直人
	佐賀県身体障害者陸上競技協会代表	川尻 信二
	佐賀県障がい者卓球協会会長	古賀 英明
	佐賀県障害者フライングディスク協会会長	小林 義民
	佐賀県レクリエーション協会会長	中尾 清一郎
産業・経済関係 (18名)	佐賀県商工会議所連合会会長	井田 出海
	佐賀県商工会連合会会長	飯盛 康登
	佐賀県中小企業団体中央会会長	内田 健
	佐賀県経済同友会代表幹事	村岡 安廣
	佐賀県経営者協会会長	中富 博隆

	(公社)日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長	桑原 賢太郎
	佐賀県農業協同組合中央会会長	中野 吉實
	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	徳永 重昭
	佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川壽 和正
	佐賀県森林組合連合会代表理事会長	福島 光洋
	(一社)佐賀県建設業協会会長	岸本 剛
	佐賀県工業連合会会長	中村 敏郎
	(一社)佐賀県銀行協会会長	陣内 芳博
	佐賀県信用金庫協会会長	中山 武重
	佐賀県信用組合協会会長	芹田 泉
	佐賀県信用保証協会会長	川崎 俊広
	佐賀県酒造組合会長	古賀 醸治
	九州電力(株)執行役員佐賀支社長	遠藤 泰昭
医療・福祉関係 (13名)	(一社)佐賀県医師会会長	池田 秀夫
	(一社)佐賀県歯科医師会会長	寺尾 隆治
	(公社)佐賀県獣医師会会長	御厨 猛男
	(一社)佐賀県薬剤師会会長	佛坂 浩
	(公社)佐賀県看護協会会長	三根 哲子
	日本赤十字社佐賀県支部支部長	指山 弘養
	(福)佐賀県社会福祉協議会会長	吉野 健二
	(一社)佐賀県身体障害者団体連合会副会長	小椎尾 嘉明
	佐賀県精神保健福祉連合会会長	山口 義人
	(一財)佐賀県手をつなぐ育成会会長	村岡 洋
	(一社)佐賀県視覚障害者団体連合会会長	森 きみ子
	(一社)佐賀県聴覚障害者協会理事長	中村 稔
	佐賀県難聴者・中途失聴者協会会長	古賀 道子
宿泊・観光・ 衛生関係 (6名)	(一社)佐賀県観光連盟副会長	山口 雅久
	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀地区委員会委員長	大八木 勢一
	佐賀県物産振興協会会長	八頭司 博
	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	小原 健史
	(公社)佐賀県食品衛生協会会長	北島 恭一
	(公社)佐賀県栄養士会会長	久野 一恵
通信・輸送・ 交通関係 (8名)	(一社)佐賀県バス・タクシー協会会長	金子 晴信
	(公社)佐賀県トラック協会会長	馬渡 雅敏
	西日本電信電話(株)佐賀支店支店長	池富 保
	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道部部長	春田 寿
	西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所所長	後迫 浩
	全日本空輸(株)佐賀支店支店長	福田 宜和
	春秋航空日本(株)佐賀空港所空港所長	神宮 忠紹
	(一財)佐賀県交通安全協会会長	愛野 克明
社会・文化・ 環境関係 (12名)	(公財)佐賀県芸術文化協会理事長	高島 忠平
	佐賀県PTA連合会事務局長	轟木 政隆
	佐賀県高等学校PTA連合会会長	伊東 猛彦
	佐賀県女性団体連絡協議会会長	山崎 和子
	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	三苫 紀美子
	佐賀県公民館連合会会長	田中 源一
	(一財)佐賀県老人クラブ連合会会長	木下 治紀
	(一社)佐賀県子ども会連合会会長	前田 正義
	佐賀県連合青年団団長	堤 大史
	日本ボーイスカウト佐賀県連盟理事長	嘉瀬 慶昭

		ガールスカウト佐賀県連盟連盟長	堤 いと代
		佐賀県青少年育成県民会議会長	稲田 繁生
	警備・消防関係 (2名)	(公財)佐賀県消防協会会長	原田 守
		(公財)佐賀県防犯協会会長	指山 弘養
顧問	国会議員 (7名)	衆議院議員	今村 雅弘
		衆議院議員	原口 一博
		衆議院議員	大串 博志
		衆議院議員	岩田 和親
		衆議院議員	古川 康
		参議院議員	福岡 資麿
		参議院議員	山下 雄平
参与	県議会議員 [委員以外] (31名)	佐賀県議会議員	留守 茂幸
		佐賀県議会議員	石丸 博
		佐賀県議会議員	石井 秀夫
		佐賀県議会議員	武藤 明美
		佐賀県議会議員	木原 奉文
		佐賀県議会議員	稲富 正敏
		佐賀県議会議員	竹内 和教
		佐賀県議会議員	藤木 卓一郎
		佐賀県議会議員	桃崎 峰人
		佐賀県議会議員	土井 敏行
		佐賀県議会議員	指山 清範
		佐賀県議会議員	内川 修治
		佐賀県議会議員	岡口 重文
		佐賀県議会議員	原田 寿雄
		佐賀県議会議員	徳光 清孝
		佐賀県議会議員	藤崎 輝樹
		佐賀県議会議員	米倉 幸久
		佐賀県議会議員	八谷 克幸
		佐賀県議会議員	定松 一生
		佐賀県議会議員	川崎 常博
		佐賀県議会議員	江口 善紀
		佐賀県議会議員	服巻 稔幸
		佐賀県議会議員	古賀 陽三
		佐賀県議会議員	井上 常憲
		佐賀県議会議員	池田 正恭
		佐賀県議会議員	野田 勝人
		佐賀県議会議員	中本 正一
		佐賀県議会議員	西久保 弘克
		佐賀県議会議員	木村 雄一
		佐賀県議会議員	青木 一功
	佐賀県議会議員	井上 祐輔	
	県教育委員 (5名)	佐賀県教育委員会委員	浦郷 公道
		佐賀県教育委員会委員	牟田 清敬
佐賀県教育委員会委員		森田 久代	
佐賀県教育委員会委員		小林 由枝	
佐賀県教育委員会委員		音成 洋子	
監事		佐賀県会計管理者	西村 宏之
		佐賀県市長会事務局長	松永 政文
		佐賀県町村会事務局長	中野 哲太郎

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会組織図



※ 準備委員会は、開催が決定する平成32年（大会開催3年前）に実行委員会へ移行。

国体・全障スポ開催（予定）地

開催回数		開催年		開催地	開催回数		開催年		開催地
国体	全障スポ	和暦	西暦		国体	全障スポ	和暦	西暦	
1		昭和21年	1946	京阪神地方	43		昭和63年	1988	京都府
2		昭和22年	1947	石川県	44		平成元年	1989	北海道
3		昭和23年	1948	福岡県	45		平成2年	1990	福岡県
4		昭和24年	1949	東京都	46		平成3年	1991	石川県
5		昭和25年	1950	愛知県	47		平成4年	1992	山形県
6		昭和26年	1951	広島県	48		平成5年	1993	徳島・香川県
7		昭和27年	1952	福島・宮城・山形県	49		平成6年	1994	愛知県
8		昭和28年	1953	四国4県	50		平成7年	1995	福島県
9		昭和29年	1954	北海道	51		平成8年	1996	広島県
10		昭和30年	1955	神奈川県	52		平成9年	1997	大阪府
11		昭和31年	1956	兵庫県	53		平成10年	1998	神奈川県
12		昭和32年	1957	静岡県	54		平成11年	1999	熊本県
13		昭和33年	1958	富山県	55		平成12年	2000	富山県
14		昭和34年	1959	東京都	56	1	平成13年	2001	宮城県
15		昭和35年	1960	熊本県	57	2	平成14年	2002	高知県
16		昭和36年	1961	秋田県	58	3	平成15年	2003	静岡県
17		昭和37年	1962	岡山県	59	4	平成16年	2004	埼玉県
18		昭和38年	1963	山口県	60	5	平成17年	2005	岡山県
19		昭和39年	1964	新潟県	61	6	平成18年	2006	兵庫県
20		昭和40年	1965	岐阜県	62	7	平成19年	2007	秋田県
21		昭和41年	1966	大分県	63	8	平成20年	2008	大分県
22		昭和42年	1967	埼玉県	64	9	平成21年	2009	新潟県
23		昭和43年	1968	福井県	65	10	平成22年	2010	千葉県
24		昭和44年	1969	長崎県	66	11	平成23年	2011	山口県
25		昭和45年	1970	岩手県	67	12	平成24年	2012	岐阜県
26		昭和46年	1971	和歌山県	68	13	平成25年	2013	東京都
27		昭和47年	1972	鹿児島県	69	14	平成26年	2014	長崎県
特別		昭和48年	1973	沖縄県	70	15	平成27年	2015	和歌山県
28		昭和48年	1973	千葉県	71	16	平成28年	2016	岩手県(決定)
29		昭和49年	1974	茨城県	72	17	平成29年	2017	愛媛県(〃)
30		昭和50年	1975	三重県	73	18	平成30年	2018	福井県(〃)
31		昭和51年	1976	佐賀県	74	19	平成31年	2019	茨城県(内定)
32		昭和52年	1977	青森県	75	20	平成32年	2020	鹿児島県(〃)
33		昭和53年	1978	長野県	76	21	平成33年	2021	三重県(内々定)
34		昭和54年	1979	宮崎県	77	22	平成34年	2022	栃木県(〃)
35		昭和55年	1980	栃木県	78	23	平成35年	2023	佐賀県(〃)
36		昭和56年	1981	滋賀県	79	24	平成36年	2024	滋賀県(〃)
37		昭和57年	1982	島根県	80	25	平成37年	2025	青森県(H27.11.20要望書提出)
38		昭和58年	1983	群馬県	81	26	平成38年	2026	宮崎県(内々定)
39		昭和59年	1984	奈良県	82	27	平成39年	2027	
40		昭和60年	1985	鳥取県					
41		昭和61年	1986	山梨県					
42		昭和62年	1987	沖縄県					

国民体育大会開催基準要項

(公財)日本体育協会制定

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。

3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、細則第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

4) 開催県内では、大会期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施対象競技は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施対象競技及び参加人員等は、第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める国民体育大会施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(53頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(54頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(21頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(22頁)により実施することができる。

11 表彰

- (1) 総合表彰
 - 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。
- (2) 競技別表彰
 - 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
 - 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(58頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(59頁)により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。

(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の申請

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会等(以下「都道府県体協等」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出する。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。

14 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議して大会開催地を内定及び決定する。
- (2) 大会開催地の内定は、大会開催年の5年前の年の、決定は3年前の年の、それぞれの9月末日までとする。

15 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

16 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)

- 5) 競技別シルエット(図形)
- 6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(60頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。

なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(63頁)によるものとする。

- 1) 参加章
- 2) 記念章
- 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
- 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
- 5) ホームページ
- 6) その他国体に係る製作物等

17 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催する。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
 - 4) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。
- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催する。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

18 大会参加章

- (1) 第8項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

19 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開会式及び総合閉会式として、開催県が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
総合閉会式	成績発表 表彰状授与 天皇杯・皇后杯授与 大会会長あいさつ 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納 国旗降納 炬火納火 国体旗引継

次期開催県旗掲揚

閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第7項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

20 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。

21 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

22 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日体協会長
副会長	日体協副会長・専務理事、文部科学省スポーツ・青少年局長、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問	日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協等会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省官房長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議会会長
参与	文部科学省大臣官房審議官(スポーツ・青少年局)・スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長・スポーツ振興課長、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与
委員長	日体協国体担当理事
副委員長	日体協事務局長、文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日体協国体委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育主管課長
委員	日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、文部科学省スポーツ・青少年局担当官、開催県体育協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開

催県実行委員会事務局の課長以上

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

- (2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長 会場地市町村長

会長 全国を統轄する競技団体会長

副会長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長

顧問 全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長

参与 会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認められた者

委員長 全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者

副委員長 会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者

委員 全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

- (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

23 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

24 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
- ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。
- ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育

大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

25 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技及び公開競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第8項で定める。

26 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

27 大会参加負担金

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、負担金を納入する。
- (2) 負担金の額は、日体協で定める。
- (3) 負担金は、日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

28 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、すべての会場に入場することができる。

29 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第9項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

- 大会役員 各1部
- 参加選手団 各5部
- 競技団体 各2部
- 報道関係者 1社各1部

2) 競技別プログラム

- 競技団体 各5部
- 競技役員 各1部
- 参加選手団 各2部
- 競技別監督 各1部
- 参加選手全員 各1部
- 報道関係者 1社各1部

30 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

- 団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも5名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。

31 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を

考慮し、実施要項作成時に決定する。

- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

32 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県(会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

33 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

34 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3 m²(2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

35 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

36 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(74頁)に基づき行うものとする。

37 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、

雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。

- (2) 報道員の取材は、開催県が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

38 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が実施するキャンペーン事業の推進に協力しなければならない。

39 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(73頁)に基づくものとする。

40 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

41 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和30年1月17日制定
昭和30年12月4日第1次改定
昭和32年10月25日第2次改定
昭和37年3月1日第3次改定
昭和41年3月29日第4次改定
昭和48年7月10日第5次改定
平成15年8月19日第26次改定
平成17年6月16日第27次改定
(改定内容は第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39項については平成17年4月20日から施行する)

昭和51年6月2日第6次改定
昭和52年7月13日第7次改定
昭和54年5月9日第8次改定
昭和55年1月23日第9次改定
昭和55年9月9日第10次改定
昭和58年12月7日第11次改定
(8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行)
昭和63年7月13日第12次改定
昭和63年8月24日第13次改定
平成元年8月15日第14次改定
平成5年6月8日第15次改定
平成5年6月29日第16次改定
平成6年5月10日第17次改定
(9項(4)は第52回夏季大会から適用)
平成6年7月5日第18次改定
平成10年6月17日第19次改定
(8項(7)は第54回夏季大会から適用)
平成11年6月16日第20次改定
平成11年9月7日第21次改定
(29項(1)①は平成12年4月1日から施行)
平成13年1月6日第22次改定
平成13年3月14日第23次改定
平成14年7月2日第24次改定
平成15年4月25日第25次改定

平成17年12月22日第28次改定
(10項(2)は第63回大会から改定し適用)
平成18年3月9日第29次改定
(7項(5)は第63回大会から適用)
平成19年3月7日第30次改定
平成19年7月1日第31次改定
平成20年12月17日第32次改定
平成22年3月17日第33次改定
(改定内容は第70回大会から適用)
平成22年6月18日第34次改定
平成22年12月16日第35次改定
(39項は第69回本大会から適用)
平成23年3月25日第36次改定
平成23年4月1日第37次改定
平成23年6月24日第38次改定
平成23年8月25日第39次改定
平成23年12月15日第40次改定
平成24年6月21日第41次改定
平成24年12月20日第42次改定
平成25年3月7日第43次改定
平成25年6月21日第44次改定
平成25年12月12日第45次改定
平成26年3月13日第46次改定
平成27年3月12日第47次改定